

## 売買時には管理費等の精算を行って下さい。

～ 管理費等を口座振替にて行っている場合～

【例】平成〇〇年6月10日にて「Aさん」から「Bさん」へ所有者変更になる場合



Aさん

口座振替の停止手続きを、**6月25日まで**に行いますと、**8月分**から停止します。

旧区分所有者



Bさん

お引き渡し書類一式が  
**6月25日まで**に当社に届き手続きを行いますと(※)、  
**8月分**より管理費等の口座振替が開始されます。

新区分所有者

※お引き渡し書類一式：組合員変更届、口座振替依頼書、居住者名簿届、個人情報の取扱いに関する承諾書  
※「お引き渡し書類一式」が届く事が前提です。到着がおそくなりますと開始月に変更が生じます

上記【例】をご覧頂けるとお判りになると思いますが、所有者変更月にて「旧区分所有者」様の口座振替の手続き、「新区分所有者」様の口座振替開始の手続きを行う場合には、どちらも所有者変更月の2ヶ月後からとなります。

この事を考慮し、当社では口座振替を行っている管理組合に限り、所有者変更が行われる際のルールを

### 所有者変更月を含む2ヶ月分の管理費等は 新・旧区分所有者の当事者間での清算

とさせていただきます。(例で言いますと、6、7月分が該当します)

※預金口座振替依頼書の口座名義人は、区分所有者の方として下さい。

※組合員変更届の新・旧組合員氏名は、共有区分所有者全員の署名捺印をお願いします。

皆様のご理解、ご協力の程、宜しくお願い致します。

### 仲介業者の皆様へ

「重要事項に係る調査報告書」発行の受付時間は火～土(9:00～17:00)となります。

※15:00以降の受付は翌日の受付となります。また日曜・月曜・祝日の場合は、翌営業日の受付となります。

※原則、受付日から2～3日中に発行いたしますので、ご承知くださいますよう、宜しくお願いします。

マンションをご売却（退去）予定のお客様へ

## 火災保険の解約・異動手続きをお忘れなく！

売却・名義変更(改姓)・相続・移転などの際は、電気やガスなどと同様に、火災保険についても必ず解約や異動の手続きが必要となりますので下記までご連絡いただきますようお願いいたします。

入居者ご本人様より下記までご連絡ください。

三井住友海上火災保険にご加入の方はこちらへ

損保ジャパン日本興亜、あいおいニッセイ同和損害保険にご加入の方はこちらへ



三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277

(無料)※おかけ間違いにご注意ください。

(受付時間: 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00 年末年始は除きます)



取扱代理店

株式会社エム・シー・サービス マンション管理部 保険課

03-3724-9043

(受付時間: 平日9:00~18:00 土日・祝日・夏季・年末年始は除きます)

- お手続きにより、払い込みいただいた保険料の一部をお返しできる場合があります。
- お手続きをされませんと保険契約が継続され、マンション売却後も保険料がご指定いただいた口座から引き落とされてしまう場合があります。
- お客様からのお手続き、御連絡を頂かない限り、火災保険の解約手続きや家財におかけいただいております保険の異動手続きなどができませんのでお忘れなくお手続きください。